

地域の皆さんの里山林の保全管理や資源を 利用をする活動を応援する制度のご紹介

— 「森林・山村の多面的機能発揮対策」 —

地域の方々が森林所有者、NPO法人、民間団体などと一緒に活動組織を作り、荒れている里山林の整備活動や利用活動を継続して行い、地域コミュニティの関心や活力を向上を目的とした国からの支援制度です。

○支援を受けるには？

① 活動組織を設立

- ・活動組織とは、地域の自治会、NPO法人、財産区、生産森林組合、3名以上の森林所有者・地域住民・林業者で構成される団体などが該当します。
- ・なお、活動組織は規約、森林所有者との協定書の作成や区分経理が必要です。

② 活動場所の確保

- ・活動場所は、平成25年4月現在、林業のための計画（森林経営計画及び森林施業計画）が策定されていない森林が対象です。
- ・森林所有者の承諾を得て、活動組織が活動できる状態となる必要があります。
- ・活動組織は、活動場所と同じ市町村又は隣接する市町村内に在ることが条件です。

③ 活動計画の策定

活動組織名、所在地、取組の背景及び概要、3年間の活動計画、年度別の取組内容、計画図、委託内容等を記載した計画書を作成します。

申請

○申請先

申請書類等は、市町村の指導・支援を受けたのち、岐阜県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会（仮称）に申し込みます。

○その他留意事項

- ・申請は、地域協議会で審査された後、採択の可否が通知されます。
- ・対象となる活動と支援単価は次頁を参考にしてください。
- ・活動した後、活動記録、写真、金銭出納簿の作成と年度末に活動報告が必要です。
- ・交付金は、申請時期により活動開始前に交付することもできますが、活動した結果、対象経費が交付額を下回る場合は、交付金を返納することになりますのでご注意ください。
- ・詳しくは、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

<問い合わせ先>

本巣市林政課林政係 電話 0581-38-2514（直通）

○森林・山村多面的機能交付金の対象活動と支援単価

1 活動への支援

里山林の保全管理や資源を利用するための以下のような活動に対して、定額（ha当たり単価を設定、1回当たり単価を設定）で助成を行います。

1活動組織当たり500万円／年が上限です。

・活動計画作成費

（助成単価：初年度のみ。15万円）

現地の林況調査、活動計画策定のための話し合い、計画の策定、研修等

・地域環境保全タイプのうち「里山林保全活動」

（助成単価：16万円／ha）

雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止策等の設置、機械の取扱講習、傷害保険等



・地域環境保全タイプのうち「侵入竹除去、竹林整備活動」

（助成単価：38万円／ha）

竹・雑草木の伐採・搬出・処理、傷害保険等



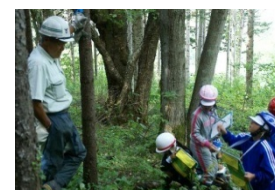
・森林資源利用タイプ（助成単価：16万円／ha）

雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、傷害保険等



・森林空間利用タイプ（助成単価：5万円／回 ※上限12回）

森林環境教育、森林レクリエーション、生物多様性保全の調査、体験林業の際の安全講習、移動のためのバス借上、傷害保険等



2 資機材への支援

1のような活動を実施するために必要な機材及び資材の購入・設置に対して、必要額の2分の1を助成します。（ただし、森林空間利用タイプを除く。）

（想定している資機材）

刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウィンチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵、土留め柵等資材、薪割機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや、設置費等 ※パソコン、デジカメ等著しく汎用性の高い機材は対象外です。